

①表面

年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は年間所得200万円)を超える方のための控除計算表

※左記②～⑧の控除の申請には、証明書の提出が必要です。

※各控除の申請に必要な証明書・申請条件等については、②裏面をご確認ください。

控除計算表

給与所得者で年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は年間所得200万円)を超える方のみ記入してください。
 該当する金額を控除しても収入300万円(所得200万円)を超える場合、申請しても承認されません。
 ①が収入300万円(所得200万円)以下になった場合に限り、減額返還願・猶予願を提出することができます。

※記入上の注意 :金額は円単位で記入してください。該当する金額がない項目は0円と記入してください。
 :黒または青のボールペンでご記入ください。(鉛筆や摩擦で消えるタイプのボールペンは使用しないでください。)

① 所得証明書類の年間収入(年間所得)

最新の所得証明書類(または延滞期間に該当する年度の所得証明書類)に記載の金額を記入してください。
 ・給与収入のみの場合、給与収入額を記入 ----- (収入) をかこみ金額を記入。
 ・給与以外の所得がある場合は、合計所得額(総所得額)を記入 ----- (所得) をかこみ金額を記入。

①
収入
所得 3,955,000 円

② 奨学生本人の被扶養者にかかる控除

※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください。

被扶養者の氏名	続柄	被扶養者の氏名	続柄	被扶養者の氏名	続柄
1 機構 奨子	妻	3		5	
2 機構 二郎	子	4		6	

※被扶養者の人数が記載された、奨学生本人の所得証明書類(原本)の提出が必要です。
 ※マイナンバーの提出により平成29年度以降の奨学生本人の所得証明書類(原本)の提出を省略できます。
 ただし、情報連携を利用しても必要な情報が取得出来ない場合は証明書を提出していただく場合もあります。

②
760,000 円

◆ 控除額: 被扶養者1人につき38万円控除。 38万円×被扶養者数(表に記入した人数) [2] 人 = ②に記入。

③ 奨学生本人の被扶養者でない、親への援助 ※親を奨学生本人の被扶養者としている場合は、②へ記入してください。

父母の氏名	続柄	父と母が同居・別居(*1)	年間収入(*2)	父母が生活保護を受給しているかの有無(*3)	父・母どちらかを記入できない場合はその理由(離婚・死別等)【注】父・母どちらかが未記入であり、この理由欄も未記入の場合は審査できない場合があります。	親へ援助している金額(年間)
機構 花子	父 母	同居 / 別居	(収入・所得) 980,000	有 / 無	父は在学中に死去したため	120,000 円/年

(*1) 父と母が、同居している場合は、父母両方の欄を記入し、収入(所得)の多い方の所得証明書を提出してください。
 (*2) 父・母が、収入150万円(所得100万円)を超える場合(奨学生が父・母と同居の場合)、③の控除は認められません。
 父・母が、収入230万円(所得150万円)を超える場合(奨学生が父・母と別居の場合)、③の控除は認められません。
 (*3) 父・母が、生活保護を受給している場合、③の控除は認められません。

③
120,000 円

◆ 控除額: 年間38万円上限(父母別居の場合で各々に援助している場合は1世帯につき年間38万円(合計76万円)を上限)として実費を控除。
 親へ援助している金額(表の右端列)と38万円のうち、金額の低い方を、③に記入。
 (父と母が別居の場合でそれぞれに援助している場合は、親へ援助している金額(表の右端列)と76万円のうち、金額の低い方を、③に記入。)

④ 奨学生本人の被扶養者でない、他の親族(2親等以内で配偶者・子を除く)への援助

※親への控除に加えて援助が必要な場合にのみ記入できます。対象者を奨学生本人の被扶養者としている場合は、②へ記入してください。

援助の受領者氏名	続柄	父母との同居・別居(*4)	年間収入(*5)	生活保護を受給しているかの有無(*6)	学生であるかの有無(*7)	援助している金額(年間)
機構 花恵	妹	同居 / 別居	(収入・所得) 698,360	有 / 無	有 / 無	120,000 円/年

※援助の受領者の所得証明書を提出してください。
 (*4) 援助の受領者が、父・母と同居している場合は、④の控除は認められません。
 (*5) 援助の受領者が、収入150万円(所得100万円)を超える場合(奨学生と同居の場合)、④の控除は認められません。
 援助の受領者が、収入230万円(所得150万円)を超える場合(奨学生と別居の場合)、④の控除は認められません。
 (*6) 援助の受領者が、生活保護を受給している場合、④の控除は認められません。
 (*7) 援助の受領者が、兄弟姉妹の場合、学生でなければ④の控除は認められません。

④
120,000 円

◆ 控除額: 年間38万円を上限として、実費を控除。 援助している金額(表の右端列)と38万円のうち、金額の低い方を、④に記入。

⑤ 奨学生本人にかかる医療費 ※奨学生本人が傷病であり、その加療期間が6か月以上であることが条件です。

※診断書、診断書に該当する医療機関等の領収書、医療費支払申告書(所定用紙)の提出が必要です。

◆ 控除額: 年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除。
 医療費支払申告書(所定用紙)の「負担する金額」の合計と96万円のうち、金額の低い方を、⑤に記入。

⑤
0 円

⑥ 奨学生本人の被扶養者にかかる医療費 ※奨学生本人の被扶養者が傷病であり、その加療期間が2週間以上であることが条件です。

※診断書、診断書に該当する医療機関等の領収書、医療費補助申告書(所定用紙)の提出が必要です。

◆ 控除額: 年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除。
 医療費補助申告書(所定用紙)の「負担する金額」の合計と96万円のうち、金額の低い方を、⑥に記入。

⑥
0 円

⑦ 「災害」事由で願い出る場合の控除経費

※奨学生本人が支払ったことがわかる書類(ローン明細書のコピー、修理または購入領収書のコピー)の提出が必要です。

◆ 控除額: 奨学生本人名義、または支払い者が本人の場合の住宅取得経費、自宅修理工費、車・家財購入経費の年間支出額を控除。
 奨学生本人が支払ったことを証明する、ローン明細書・領収書のコピー等の年間合計額を、⑦に記入。

⑦
0 円

⑧ 減額返還を願い出る場合の控除 ※減額返還を願い出る場合のみ記入可。

◆ 控除額: 一律25万円控除 減額返還を願い出る場合のみ25万円を、⑧に記入。

⑧
0 円

⑨ 控除後の年間収入(年間所得)金額 ① - ② - ③ - ④ - ⑤ - ⑥ - ⑦ - ⑧ =

※①が収入300万円(所得200万円)以下になった場合に限り、減額返還願・猶予願を提出することができます。
 (①が収入300万円(所得200万円)を超える場合、申請しても承認されません。)

⑨
収入
所得 2,955,000 円

さらに追加の書類の提出を依頼する場合があります。以上に該当しても、審査の結果、認められない場合がありますのであらかじめご了承ください。